

原子力保険について

安田火災海上保険株式会社

原子力保険研究会

はしがき

原子力産業の開発のために、原子力の平和的利用に伴う特殊危険の排除に万全の方策を講じなければならぬことはあらためていうまでもないことがある。

しかししながら、あらゆる人智を尽した防禦方法にもかかわらず、現段階においては、危険の絶無を期することはなお困難であるといわなければならない。しかも不幸にしてひとたび事故が発生した場合には、それによって企業の施設自体がこちむる物的損害はあるん、事故の際に放出される放射性物質によって周辺の財物を汚染し、もしくは人体に傷害を与える結果、企業の主体が負担しなければならない損害賠償責任による損失がいかに巨大な金額に上るかは想像に難くない。

このような損害ないしは損失をなんらかの形で補償する方法を講じることは、一つには原子力企業の主体を破産の脅威から救い、二つには災害をこうむつた一般大衆の救済に不安なからしめるために必要欠くべからざる要請である。

原子力保険は、このよだな要請にこたえる方法の一つとして、現在、各方面の

注目を浴びつつある。しかしながら、この種の保険はわが国ではまだ研究途上のものであつて、決定的なものを示すことはなお困難である。以下限られた紙数の範囲内において、現状におけるこの保険のきわめて一般的な紹介を試みようと思う。

第一章 原子力保険の概念

原子力保険は原子力危険を担保する保険である。原子力危険には、核分裂または核融合のために生ずる破壊・損傷および放射能汚染などの危険があるが、原子

- (1) 照射済燃料の廃棄処理・返送また分裂生成物の放出
- (2) 放射同位元素の放射する α 線・ β 線・ γ 線の危険
- (3) 地震・洪水など種々の外因の事故化
- (4) 地震・洪水など種々の外因の事故による原子炉の破壊とこれに伴う核子炉材・部品・回路などの材質の変化
- (5) 照射済燃料の廃棄処理・返送またはその再処理過程上の危険
- (6) 放射能汚染などの危険

このような危険の多くは最悪の場合には大地震・大洪水のような天災にも劣らない大災害を生ずるおそれがある。

災害は次の二つの形をとる。

- (1) 原子炉その他の関連施設などの財物の損壊・放射能汚染ならびにこれらの事故に伴う汚染除去・修復・廃棄などのために生ずる物的損害
 - (2) 事故現場・周辺はもちろん、状況によっては相当遠隔地にも及ぶ人畜の死亡と放射能による身体障害
- 1 引受けの対象
- 発電用動力炉・研究用実験炉・材料実験用試験炉などの原子炉の所有者を被保険者とし、保険証券記載の構内にある施設を目的とする。

2 担保危険

- (1) 放射能汚染の緩慢な累積
- (2) 火災・爆発・放射能汚染その他すべての危険

3 免責危険

- (1) 放射能汚染の緩慢な累積
- (2) 構外から放出された放射性物質に起因する汚染

性・毒性・爆発性によつて人間の身体・財物に損害を与える場合である。このような原子力危険は、さらに次のように分析することができよう。

① 連鎖反応の制御装置の故障・誤操

作・冷却材の不足などによる原子炉

の暴走。この際核燃料の溶解や施設

の損壊を生ずるおそれがある。

② 炉心内の高圧・炉心内物質間の化

学反応による原子炉の爆発

③ 長期にわたる放射能照射による原

子炉材・部品・回路などの材質の変

化

④ 地震・洪水など種々の外因の事故による原子炉の破壊とこれに伴う核

子炉材・部品・回路などの材質の変

化

⑤ 照射済燃料の廃棄処理・返送またはその再処理過程上の危険

⑥ 放射能汚染などの危険

α 線・ β 線・ γ 線の危険

以上のようないくつかの危険が

保険契約の内容は次のとおりである。

損害は、以上のように原子力事故の結果生ずる人畜・他物に与える身体的・物的損害は、(1) 原子炉等施設自身の物的損害があるが、(1)の損害をカバーするものを原子力財産保険といい、(2)の損害から生ずる賠償責任に基く危険を担保するものを原子力賠償責任保険またはたんに原子力責任保険という。

損害

① 原子炉等施設自身の物的損害

があるが、(1)の損害をカバーするものを

原子力財産保険といい、(2)の損害から生

ずる賠償責任に基く危険を担保するもの

を原子力賠償責任保険またはたんに原子

力責任保険という。

力責任保険

があるが、

原子力財産保険

といい、

(2)の損害から生

ずる賠償責任

を担保する

もの

を

原子力賠償責任保険

といふ。

損害

があるが、

原子力賠償責任保険

といふ。

1958.7.15 (No. 158)

リスト

8	7	6	5	4	3	2	1	米 国	米 カナダ	米 国	米 カナダ	米 国	米 カナダ	米 国	所 在	国名	
カ ナ ダ	英 国	米 国	フ ラ ン ス	米 国	ア イ ダ ホ コ ロ	サ ク レ ー	一 九 五 七	ニ ュ ー メ キ シ コ	ロ ア ラ モ ス	オ ン タ リ オ 州 チ ー	一 九 五 五	一 九 五 五	一 九 五 五	一 九 五 二	二 〇 世 紀 二 十 世 紀 一 九 五 八	ヨ ー ク リ バ ー	チ ヨ ー ク リ バ ー
一 九 五 八	一 九 五 七	一 九 五 七	一 九 五 七	一 九 五 七	一 九 五 七	一 九 五 七	一 九 五 七	一 九 五 七	一 九 五 七	一 九 五 七	一 九 五 七	一 九 五 七	一 九 五 七	一 九 五 七	一 九 五 七	一 九 五 七	
炉 材 料 試 驗	炉 材 料 試 驗	炉 材 料 試 驗	炉 材 料 試 驗	炉 材 料 試 驗	炉 材 料 試 驗	炉 材 料 試 驗	炉 材 料 試 驗	炉 材 料 試 驗	炉 材 料 試 驗	炉 材 料 試 驗	炉 材 料 試 驗	炉 材 料 試 驗	炉 材 料 試 驗	炉 材 料 試 驗	炉 材 料 試 驗	炉 材 料 試 驗	
機 械 修 繕	機 械 修 繕	機 械 修 繕	機 械 修 繕	機 械 修 繕	機 械 修 繕	機 械 修 繕	機 械 修 繕	機 械 修 繕	機 械 修 繕	機 械 修 繕	機 械 修 繕	機 械 修 繕	機 械 修 繕	機 械 修 繕	機 械 修 繕	機 械 修 繕	
な し	な し	な し	な し	な し	な し	な し	な し	な し	な し	な し	な し	な し	な し	な し	な し	な し	な し

(第一表)

- [3] 保険の目的の、原因不明の消失
・不足
故意・重過失・法令違反
官公庁の命令
盜難・流用・隠匿
核燃料体被覆のバーフォレイン
ヨン
[7] [8] (5) (4)
[8] 減少・減価・品質の低下・自然
の消耗
[9] 製造・処理作業中原料に与えた
損害
[10] 混気・乾燥・気温の変化・さび
・腐蝕・浸蝕
[11] 洪水・津波
[12] 地階の内部への天然水の浸透
漏水・流入
[13] 地震・噴火 基礎の沈下
ただし、[6]ないし[3]の規定にかかわ
らず火災・爆発・放射能汚染その他

除外されない危険が引き続き発生した
結果、保険の目的について生じた損害
はてん補する。なお、戦争・内乱
などのいわゆる戦争危険が免責であ
ることはもちろんである。
参考のために英國方式といわれる
ものをみれば、火災・落雷・爆発・
暴風雨・洪水・パイプの破裂・航空
機・地震・暴動・騒動などの在
來の危険のほかに、新しい原子力特
有の危険として次のものを追加して
いる。すなわち
① 偶發的事故による冷却材・減
速材の逸出
② 暴走・溶解による原子炉の損
壊
③ 事故により炉心外に漏出した
放射性物質による原子炉施設の
汚染

現在の段階では、各個の原子炉施
設について原子炉の型式・核燃料の
種類・冷却材の種類・制御装置・遮
蔽材・要員の能力・安全規則などの
点を考慮して個々別々の料率算定が
行われるが、英米などの料率を参考
にした上、わが国に特有な事情、た
とえば地震などを考慮にいれて決定
されることになる。

第三章 わが国の原子力賠償責任

任保険

一 現行保険制度と原子力危険

原子力危険に基く賠償義務について特
別法の制定を見ていない現在のわが国で
は、民法第七一七条（土地の工作物の設
置又は保存に瑕疵あるに因り他人に損
害を生じたるとき）の所有者の無過失責
任および第七〇九条の過失責任主義によ
つて課せられるものと考えられるので、
原子炉等施設の所有者は業務遂行に関し
常にばくだいな賠償請求の可能性におび
やかされるといわねばならない。

原子力賠償責任保険も、広義の賠償責
任保険の範疇うちに属することはいうま
でもないが、一般的の第三者賠償責任保険
においては一般的の財産保険と同様、おそ
らくは放射能危険は担保しないこととす
るが通常であるから、原子炉等施設の
所有者は、かかる危険の担保を特別の原
子力賠償責任保険に求めざるを得ないこ
となる。

二 引受けの対象

4 保険料率

現在の段階では、各個の原子炉施
設について原子炉の型式・核燃料の
種類・冷却材の種類・制御装置・遮
蔽材・要員の能力・安全規則などの
点を考慮して個々別々の料率算定が
行われるが、英米などの料率を参考
にした上、わが国に特有な事情、た
とえば地震などを考慮にいれて決定
されることになる。

各種原子炉（臨界装置を含む）核燃料

加工工場および核燃料再処理工場の施設
で、「核原料物質・核燃料物質及び原子
炉の規制に関する法律」（昭和三十二年
法律第一六六号）によって指定もしくは
認可を受くべき事業が、原子力賠償責任
保険の引受けの対象である。

三 被保険者の範囲 Contractual Liability

原子力賠償責任保険においては、原子
炉施設の所有者のほか、施工者・施設の
納入者・管理者・運転者なども損害賠償
責任を問われることが考えられるので、
この保険契約ではこれらの関係者がそれ
ぞれ別個に賠償責任保険契約を締結して
代位請求関係に立つ煩を避けるために、
被保険者となりうべき関係者を一括して
賠償責任保険の被保険者と定義してい
る。そして、原子炉施設などの所有者は
その名称が保険証券面に表示され
るとから、特に、「記名被保険者」（named
insured）と呼ばれる。

このように被保険者を一括する結果と
して、原子炉等施設の所有者はその契約
した賠償責任保険の効力によって、施設
の建設工事者・下請業者・資材供給者な
どに補償を与えることとなる。具体的に
は、個々の納入契約・請負契約において
それら関係者をその負うことるべき不
法行為責任から免責（Hold Harmless）
し、施設所有者が、みずから負担すべき
不法行為による損害賠償責任のみならず
他人を免責することによって肩代りしな
ければならない加重責任（Contractual

Liability) をも負担する。

じのよな免責条項 (Hold Harmless Clause) がこれまでに問題となつたのは、核燃料物質の貸借についてであつて、核燃料ウランの所有者は米国政府、第一次貸借者は日本政府であり、炉所有者はその転借者であるにかかわらず、核燃料が炉に納められた後は、このよな施設の所有者が原子力危険による損害賠償責任の主体として表面に現わるところである。

東海村の第一号ウォーターポイラーについて見れば、その燃料は「濃縮ウラン日米貨借協定」によつて日本政府が米国政府から貸借したものであり、協定の

第四条によつて、日本政府は濃縮ウランを源として起るいづさいの責任問題について米国に迷惑をかけない旨の免責条項を規定してゐる。日本政府は核燃料物質を日本原子力研究所へ輸送する際、その協定において、前記「日米貨借協定」第四条によつて負担した責任をさらに原子力研究所に肩代りさせる。この結果、原子力研究所は、本来他人(米国政府)が負担すべき不法行為責任を負担することとなり、施設所有者たる原子力研究所を記名被保険者として締結される原子力賠償責任保険契約は、本来の賠償責任に加えて、この肩代り加重責任をも担保することとなるのである。

四 てん補する損害

てん補する損害は、原子炉等施設の所有者が原子力危険によつて第三者に与えた身体傷害または財産損害に対して負

担する不法行為賠償責任の損失である。

賠償責任の原因となる原子力事故は、任意の契約によつて負担する責任(ただし、前述のとおり原子炉等の所有者が、借り受けた核燃料等について貸与者を免責することによつて肩代りした賠償責任は担保する)。

(1) 原子炉等施設の操作・処理・使用の過程、(2) 核燃料物質・副産物が原子炉施設より搬出もしくは施設へ搬入される運送過程、(3) 放射性同位元素の使用・管理過程において起ることが予想されるが、わが国では、(1)に伴う原子力事故に関するもののみをこの保険の対象として考えている。(2)の過程なかんずく海上運送中のものについては、別個の賠償責任保険を用意する意図があり、(3)は、大災害を生じえないと考えられる理由から、いまのところ特にこの保険による担保の範囲にある。

ここで注意すべきは、放射能汚染による身体傷害もしくは財産損害の遅発性にかんがみ、保険契約における保険責任期間の範囲が問題となることである。(1)この保険契約において担保される賠償責任事故は、保険期間中に発生した原子力事故に起因する身体傷害もしくは財産損害に限るところ、および(2)保険期間終了の後は、その終期より二年以内に当該損害が発見され、かつ文書による賠償請求が保険証券上の被保険者に提出された場合に限り、このよなことを定めていたる約款の規定は、このよな原子力事故の特徴性を考慮した結果にはかならない。

五 免責危險となる責任

(1) 労働者災害補償責任等從業員に対する責任(労働者災害補償法等の補償制度として補償の拡充を考慮すべき問題である。)

(2) 法律上の責任以外に、被保険者が任意の契約によつて負担する責任

(ただし、前述のとおり原子炉等の所有者が、借り受けた核燃料等について貸与者を免責することによつて肩代りした賠償責任は担保する)。

(3) 原子力兵器の生産・処理等の過程において生じた損害につき負担する

(4) 戰争・変乱などによる事故に基く責任

(5) 施設それ自体に生じた損害に基く責任

(6) 施設以外の場所(運送中を含む)に基く責任

(7) 施設外に搬出された施設の生産物に起因する事故に基く責任

(8) 保険期間

この保険約款では、始期のみを記載し終期については、「この保険契約の解約發効日または終了日」と定める。これは

この保険が大災害を担保する保険たる性質にかんがみ、原子炉等施設の耐用期間・稼動期間中は、納入される保険料をすべて特別準備金として積み立てるべきであるといふ考え方に基く。

七 保険料

原子炉等施設それぞれについて、個々の原子力危険の程度によってます「基準保険料」を算定する。

危険の程度の判定には、財産保険の場合に考慮すべき諸点のほかに、施設の地理的環境(気象条件など)・施設周辺における財物・人口の分布状況などの諸点

が要素となる。

基準保険料は、米国の例によれば、最初の一〇〇万ドルについて決定される。たゞ、前述のとおり原子炉等の所有者が、借り受けた核燃料等について貸与者を免責することによつて肩代りした賠償責任は担保する)。

当り基準保険料の二〇%、その上の一〇〇万ドルは一〇%というよう漸次遞減する割合をもつて計算し、てん補責任限度額に対する年当り総保険料を定めること。

契約は長期経続契約たる性質を有するが、保険料は一年ごとに納入される。

八 てん補責任限度額

てん補責任の限度額は、施設の価値とは無関係に、施設の有する潜在的加害力(起りうる賠償責任の規模)によって決定されるべき性質のものであるが、一般的に對第三者賠償責任保険におけるそれとは次の諸点において異なる。

(1) 責任限度額は包括的に定められ、身体傷害または財物損害、あるいは

事故ごとにいかほどと、それぞれ個々に限度が設けられていない。

(2) 責任限度額のわく内で記名被保険者以外の被保険者に對して保険による保護が与えられる。

(3) 一原子炉等施設の全耐用期間(保険期間と一致する)について一個の包括的な金額をもつて示されてい

(4) てん補金支払後、限度額は復元するものでなく、逐次減少し、責任限

(第二表)

国名	プール設立年	プール引受能力		保険限度額	国家補償額
		財産保険	責任保険		
米国	1956	\$ 65,000,000 (234億円)	\$ 60,000,000 (216億円)	\$ 60,000,000 (216億円)	\$ 500,000,000 (1,800億円)
英 国	1957	(国内) £ 40,000,000 (400億円)	£ 10,000,000 (100億円)	£ 5,000,000 (50億円)	
		(国外) £ 4,000,000 (40億円)	£ 2,500,000 (25億円)		
西ドイツ	1957	M 10,500,000 (9億円)	M 9,200,000 (7.9億円)		国名 プール
フ ラ ン ス	1957	Fr. 1,000,000,000 (10億円)		デンマーク	
ス イ ス	1957	S. Fr. 12,000,000 (10億円)		ベルギー	仮設ま
スエーデン	相当以前から	Kr. 8,000,000 (5.6億円)		イタリー	たは準
				ノルウェー	備中。
				オランダ	
				日 本	

子力事故も前に述べたとおり比較的少ない。しかし、原子炉施設の保険につけられる保額は非常に巨額である。また事故発生の際に生ずべき物的損害賠償責任額がばく大いなものとなることは十分予想される。

第七章 原子力保険の将来

したがって、原子力保険はきわめてまれに発生し、しかも非常な大損害を生ずるおそれのある危険を担保する、いわゆるキャタストロフィックな性質の保険である。しかも、原子力危険については、まだ未知の点や刻々と進歩・変更していく点が多いといわれる。

このような事情のもとに、において世界の保険者は、法は、世界的に均一化再保険のしくみであ

現行の保険制度は、周辺の第三者への損害賠償責任制度の立法化を行なうこと。

（①）原子力災害の補償にあたつては、周辺の第三者への不安を一掃するをめざして、無過失損害賠償責任制度の立法化が検討中である。日本原子力産業会議の中の原子力補償特別委員会では、かねて検討中であつた原子力補償問題につき、さる六月三日付で政府に提出すべき「原子力補償問題研究中間報告書」を採決した（33・6・4日本経済新聞）。その内容は新聞紙に兎も角も見られるとおりであるが、大体次のようない勧告を含んでいる。

② 原子力災害の補償には、国家による保護には限度がある。それ以上の損害は國家補償にまつべきであろう。諸外国においても一定額以上の損害は国家が補償することとしている（第二章参照）。

害として國が補償するようである。
三 欧米におけるおもな国々のブールの概略を一覧表にすると第二表のとおりである。

そのためには各国の原子力保険アーリーの組織、引受条件・料率など多くの点について互に歩み寄った近似的なものが望ましいと考えられる。歐州各国の原子力保険アーリーが、それぞれの特殊の事情にもかかわらず、昨年以来英國原子力保険アーリー

② 原子力企業保護の見地から、企業者の賠償責任に一定の制限を設けること。
 ③ 損害賠償の資金的能力を増すため原子力賠償責任保険の積極的な育成を図ること。

⑧. Problems Arising Therefrom. 1956.
⑨. A. G. M. Batten—Atomic Energy
Whither Insurance? (Atomic Energy
and Insurance) 1956.
⑩. Arthur Murphy—Financial Protec-
tion Against Atomic Hazards. 1957.
(। । । । । । । । । ।)

- | | | | | | | |
|---|---|--|------------------------------------|---|------------------------------|---|
| <p>7
The Chartered Insurance Institute</p> <p>Committee—Report of the Advisory Committee, 1957.</p> | <p>6
British Insurance</p> <p>Committee—Report of the Advisory Committee, 1957.</p> | <p>5
日本本土力発電会社等の各國原子力機器
外務省原子力委員会第一四課。各國原子力機器
日本本土力発電会社等。原子力海外事情</p> | <p>4
（摘要）保険研究第十八卷第四号）一九五七年</p> | <p>3
—米国における原子炉保険問題の推移—
（摘要）保険研究第十八卷第四号）一九五七年</p> | <p>2
安達著「郎。原子力保険の現状」</p> | <p>1
真崎勝「原子弹保險及び原子力
保険證券（保険業雜誌第三九八号）」</p> |
|---|---|--|------------------------------------|---|------------------------------|---|

員会の協力のもとに数回の国際会議を開いて共通の問題を討議してきたのも、各國間にできるだけ統一的基盤を持つ必要があるからであろう。このことはわが国についても同じようにならうのであって、わが国の原子力保険も決して世界の再保険組織から孤立逃避したものではあるまいと考へられる。

④ 原子力災害に支して米国式のたん
い国家的な補償制度を早急に確立す
ること。